

ペDESTリアンデッキ公衆無線LAN整備委託業務仕様書

1 本業務の目的

豊橋駅前の活性化を目的とし、来訪者がペDESTリアンデッキ周辺で無料で利用できる公衆無線LAN環境を整備することにより、来訪者の利便性の向上および誘客力の向上を図るほか、災害発生時における一時退避場所での通信手段の確保、災害情報や防災情報の収集など、平時・有事に関わらず活発に利用される公衆無線LAN環境を提供していく。

2 本業務の概要

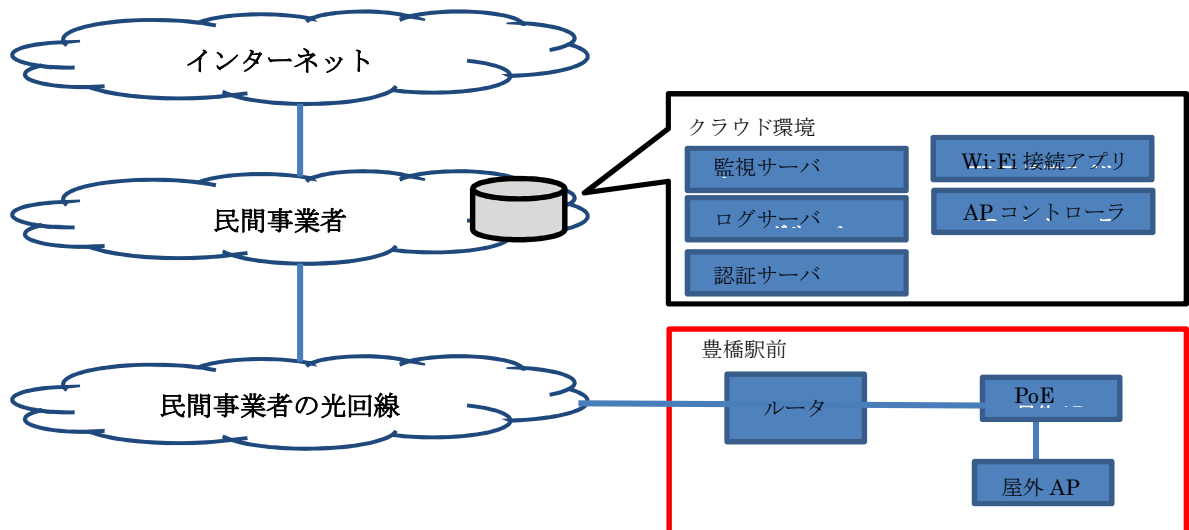
- (1) 豊橋駅前ペDESTリアンデッキに公衆無線 LAN 環境を整備する。
- (2) 公衆無線 LAN エリアの視認性を高めるために掲示するロゴマークステッカーを作成し納品する。

3 契約期間及び業務場所

本業務の契約期間は、契約日から令和2年3月14日までとし、業務場所は豊橋市花田町字西宿 豊橋駅東口駅前広場とする。

4 業務内容

本業務の全体像について、整備イメージは下図のとおり。



4.1 各拠点および認証システムの整備要件

- (1) 利用認証を行う認証システムや利用履歴を保管するアクセスログ管理システムなどは、公衆無線 LAN 用のクラウドサービスを利用するものとする。
- (2) 公衆無線 LAN と公衆無線 LAN 用のクラウドサービスは、光ファイバ回線を利用して接続する。
- (3) 認証システム等は、受託者（以下：乙）によるクラウドサービスとし、ペDEST

リアンデッキに整備するアクセスポイント(以下AP)等の設備等を含めて乙による資産保有とし、拠点からクラウドサービスを通じて認証およびインターネット接続をする。委託者(以下:甲)は電気通信事業者の登録等を行わない。

- (4) ペDESTリアンデッキに整備する AP からクラウドサービスを通じて認証し、インターネット接続すること。なお、例外がある場合は、その内容を示すこと。
- (5) 本業務による整備後、同一拠点への AP 増設や別拠点への AP 追加等が容易に実施できる基盤として整備すること。
- (6) 本業務で整備する拠点等を別紙1に示す。

4.2 ネットワーク接続要件

- (1) アクセス回線は Wi-Fi 専用とし、回線速度は最大概ね 1Gbps の光回線を新設すること。
- (2) インターネットプロバイダーは、第三者による通信が許可されていること。
- (3) アクセス回線およびインターネットプロバイダーの調達は本業務の範囲に含めること。
- (4) ONU(光回線終端装置)への接続に必要な環境整備を実施すること。

4.3 拠点設備の整備要件

- (1) AP はエレベータ棟屋上に 1 台のみ設置し、ペDESTリアンデッキにおいて公衆無線 LAN エリアの範囲が最大となるよう、以下の機種および仕様以上のものを選定すること。以下の機種以外の AP を使用する場合は事前に市の許可を得ること。
- (2) AP 設置に際して、公衆無線 LAN 環境整備に必要なスイッチ機器等については、本業務の範囲内とし、必要機器の準備等を含め乙が環境整備をすること。
- (3) 屋外への AP 設置等は、安全性の配慮や設置環境等の制限を十分に考慮すること。
- (4) AP 以外の機器整備が必要な場合は、設置箇所における安全性、煩雑性の回避等を考慮し、各機器の設置場所については、甲と協議の上、決定すること。
- (5) AP の設置に際しては、架台等による固定設置、ワイヤ設置など、二重に落下防止措置を講ずること。
- (6) 品質を考慮した、最適な電波エリアの設計および電波干渉等を考慮したチャンネル設計、品質を考慮した環境整備をすること。
- (7) 拠点整備時工事時に必要となる申請を行い、許可を受けること。

| | | |
|--------------------|----------------|---------------------------------------|
| 機種名 : Aruba AP-274 | | |
| 項目 | | 仕様 |
| 無線 LAN | 規格 | IEEE802.11a/b/g/n/ac |
| | セキュリティ | WEP/WPA2 機能として保有していること |
| | 無線端末最大接続数 | 2.4/5GHz: 100 台以上 AP の設定能力として有すること |
| | SSID 数 | 16 個 |
| 有線 LAN | コネクタ形状、インタフェース | RJ-45、10/100/1000BASE-T |
| 動作環境 | 温度条件 | -40～+65℃ |
| | 湿度条件 | 5～95% (非結露) |
| 使用電源 | | AC 給電または PoE 給電 |
| 最大消費電力 | | 23W |
| 制御方式 | | コントローラ型 |

4.4 公衆無線 LAN サービス要件

SSID

独自の SSID (例: Toyohashi_City_Free_Wi-Fi: 32 文字以内) のみでの運用を基本とし、他については甲が指定する場合にのみ、その SSID だけを追加設定すること。

(1) 利用者へのサービス提供方法

他の有料公衆無線 LAN サービスおよび事業者無線 LAN とのローミングは提供しないこと。

(2) ポータルサイト

ポータルサイトとは、利用者が本業務により提供する公衆無線 LAN サービスに接続した場合に最初に表示されるサイトであり、以下の条件を満たすこと。

(ア) ポータル表示

- ① 利用者が本業務により提供する公衆無線 LAN サービスに接続した場合、最初に独自のポータルサイトに表示が可能であること。
- ② 利用者が公衆無線 LAN サービスに接続した場合、ポータルサイトにおいて甲で独自の情報発信を可能とする仕組みを有するものであること。

(イ) デザイン

甲と協議して定めるデザインとすること。

(ウ) 多言語対応

日本語、英語、韓国語、中国語 (簡体字)、中国語 (繁体字) の 5 言語以上に対

応すること。

(3) サービス提供時間

24 時間 365 日（計画による停止／定期保守を除く）サービス提供を可能とし、拠点ごとにサービス提供時間帯を決められる等、柔軟な対応が可能であること。

(4) 接続時間、接続回数

1 回の接続時間、1 日の接続回数についても上限設定を実施するなど柔軟な対応が可能であること。

(5) アクセスログ

(ア) 認証で取得した利用登録情報は 1 年間程度保管が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況を確認できること。悪意のある利用や犯罪利用等、警察からログの提出を求められた場合には、乙により誠意をもって対応すること。

(イ) アクセスログはクラウド側で半年間程度保持し、その取扱いは個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと。

(6) 個人情報等の収集・保管

利用規約に利用者登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

(7) 利用規約

利用者が遵守すべき事項や、公衆無線 LAN サービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する広報文を策定すること。利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する広報文を表記し、利用者に同意を得ること。

(8) リダイレクト

利用者によるインターネット接続操作完了時に、甲が指定する URL への画面遷移する仕組みを設定すること。

(9) 対応する端末

(ア) スマートフォン端末・タブレット端末で動作することを前提とする。

(イ) 特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること。

4.5 認証方法

(1) 認証登録

(ア) 公衆無線 LAN サービスが犯罪等に使用されることを防止するため、利用時の認証は、存在性が確認できる認証方法による認証を行うこと。

(イ) 「SNS アカウントを利用した認証方式」、「利用していることの確認を含

めたメール認証方式」の両方を可能とすること。

- ① SNS (Facebook、Twitter 等) の Web サービスアカウントと連携することにより、ブラウザ上の認証画面より認証し、利用可能とすること。
- ② 認証画面に入力したメールアドレスに送られるメールを受信後、認証用の URL を受信し、その URL をクリックすることで、認証完了とすること。

なお、国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人等）は、手続きにかかる最初の一定時間はインターネット接続を可能とすること。

(2) 利用登録情報の保持

一度認証登録した利用者は、再度のアクセス時にエントリ画面が簡易となるようにすること。また、登録した利用者情報は、初回登録後、6 か月間以上保持すること。利用者情報はクラウド側で保持すること。

(3) 認証連携

日本全国の主要駅、空港、コンビニエンスストアや百貨店等の民間施設等、豊橋市内も含めて、できるだけ多くの他の公衆無線 LAN サービスと認証連携すること。

※認証連携とは、Wi-Fi 接続アプリにて認証用情報（メールアドレス等）の登録を1度実施することで、複数のサービスの認証が行える仕組みのことを言う。

4.6 セキュリティ

- (1) AP 側から公衆無線 LAN サービス接続環境のネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。
- (2) Wi-Fi クラウドを形成するサーバ等の機器構成は二重化すること。
- (3) 各拠点の AP 設備等は、24 時間 365 日で稼働状況の自動監視ができるものとする。
- (4) 「プライバシーセパレータ機能」等により、同じ AP に接続している利用端末同士のアクセスを禁止すること。
- (5) 利用者が公衆無線 LAN サービス接続時に、セキュリティ同意をとること。
- (6) インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォールを設けること。
- (7) サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウイルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。
- (8) 公衆無線 LAN サービスのアクセスログとして「MAC アドレス」「利用日時」等の情報をクラウド側で半年間程度保持すること。
- (9) 公序良俗に反する次のコンテンツのフィルタリングを行うこと。
 - ① 青少年に有害なサイト（暴力・アダルト等）

- ②子どもに対する性的虐待や児童買春等の犯罪を助長するサイト（児童ポルノ）
- ③セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）

4.7 運用保守

運用保守については、本契約とは別契約にて行うが、下記内容の対応が取れることとする。

(1) 体制

(ア)安定的な Wi-Fi サービスを継続的に提供できるよう、拠点側設備からクラウドネットワークまで、一元的に運営管理を実施することができる体制を有すること。

(イ)故障発生時等における受け付け、切り分け、手配等の体制を示すこと。

(2) 拠点設備監視

(ア)拠点整備機器は 24 時間 365 日の自動監視を行い、故障発生時の状況を速やかに発見できる運用が可能であること。

(イ)監視による故障発見時は疎通確認等を実施し必要な対処を速やかに実施できること。

(3) 受付・手配・駆けつけ

平日、土・日曜日、祝日、時間帯等について受付および手配、駆けつけのメニューを有し、甲と協議の上、受付、手配、駆けつけの対応が柔軟に行えること。

4.8 災害時の対応

(1) 災害時の接続制限開放(災害時モード)

(ア)災害が発生した際、認証を省略して公衆無線 LAN サービスに接続することができる機能を有すること。

(イ)接続後、甲が指定する URL に遷移する仕組みを設定すること。

(ウ)接続時間、接続回数、利用時間について平常時と異なる対応が可能であること。

(2) 災害時モード切り替えの仕組み

(ア)災害モードへの切り替え対応は 24 時間 365 日の実施が可能であること。また、具体的な切り替え方法について提案すること。

4.9 月次レポート

(1) 運用開始後、以下の内容を月単位で報告すること。

(ア)認証ベース利用数（認証登録した利用者が公衆無線 LAN サービスを利用した回数）

(イ)月単位、日単位での認証ベース利用数

(ウ)整備拠点別認証ベース利用数

(エ)データ集計環境に変化が生じた場合は、集計対象について見直す。

4.10 周知・広報

(1) ペDESTリアンデッキへの来訪者に対して公衆無線 LAN サービスの利用が可能であることを周知するため、ロゴマークステッカーを作成すること。

○作成枚数：30 枚

○サイズ：150 mm×150 mm

○耐候性：防水加工を施すこと

5 その他

(1) 甲に有益と考える追加提案をすること。なお、追加提案内容の費用については契約上限金額の範囲内であることとする。

(2) 本事業業務の履行にあたっては、甲と十分な連携を図り、必要に応じて協議を行いながら進めること。

表 1. 整備拠点等一覧

| No | 拠点名 | AP 設置場所 | AP 種別 | AP 数 |
|----|-----------------|-------------------------------|-------|------|
| 1 | ペDESTリアン デッキ | 指定のエリアをカバー可能な設置場 所を提案すること。 | 屋外用 | 1 |